

家電リサイクル4品目の出し方と料金の確かめ方チェックリスト

対象かどうか・1台ずつ控える表(メーカー名・大小区分・出し方・料金)

1 家電リサイクルの対象かどうか 家電リサイクル法・経済産業省FAQ・家電製品協会の一覧

家電リサイクル法の対象は、家庭用のエアコン、テレビ(ブラウン管式・液晶式・有機EL式・プラズマ式)、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機の4品目で、業務用の機器は対象外です。家庭用の機器であれば事業所で使われていたものでも対象で、業務用の機器は家庭で使われていても対象外です。

	品目	対象の例・対象外の例(家電製品協会「対象廃棄物(家電4品目)一覧」より)
☐	エアコン	壁掛け形・床置き形のセパレートエアコン、ウィンド形エアコンなど。 対象外:スポットエアコン・冷風機・冷風扇・除湿機。リサイクル料金は室内機と室外機をあわせた料金
☐	テレビ ブラウン管式・液晶式・有機EL式・プラズマ式	ブラウン管式テレビ、液晶・有機EL・プラズマ式テレビ、HDD・DVD等内蔵テレビなど。 パソコンモニターはパソコンリサイクルの扱い
☐	冷蔵庫・冷凍庫	冷蔵庫、冷凍冷蔵庫、冷凍庫、ワイン庫(ワインセラー)、保冷庫・冷温庫(冷却や制御に電気を使うもの)など。 中の食品は取り除いてから引き渡す
☐	洗濯機・衣類乾燥機	全自動洗濯機、2槽式洗濯機、洗濯乾燥機、衣類乾燥機など。 中の衣類は取り除いてから引き渡す

家電リサイクル法の対象ではない家電の多くは小型家電リサイクル法の対象で、回収する品目・回収方法は自治体によって違います。住んでいる自治体の案内に従って出します。冷凍庫の型番一覧に載っていない製品でも対象外とは限らないため、迷うときは製品のメーカーに確かめます。

2 1台ずつ控える表 料金は公式の一覧・店の公表料金で確かめた額を書く

品目	メーカー名	型番	大小の区分	出し方(○をつける)	リサイクル料金	収集運搬料金	確かめた日
			大・小	買替え店／購入店／市区町村／持込み	円	円	
			大・小	買替え店／購入店／市区町村／持込み	円	円	
			大・小	買替え店／購入店／市区町村／持込み	円	円	
			大・小	買替え店／購入店／市区町村／持込み	円	円	
			大・小	買替え店／購入店／市区町村／持込み	円	円	

3 大小の区分とメーカー名の確かめ方 家電製品協会の案内

- ・ 大小の区分は、ブラウン管式テレビが15型以下で小・16型以上で大、液晶・有機EL・プラズマ式テレビが15V型以下で小・16V型以上で大、冷蔵庫・冷凍庫が170L以下で小・171L以上で大です。
- ・ テレビの画面サイズは、本体の裏面や前面パネルの角などにある型名・型番で確かめます。2桁の連続した数字が画面サイズを表することが多く、受信機型サイズの表示があればその値が画面サイズです。
- ・ 冷蔵庫・冷凍庫の内容積は、扉を開けた内側のシールにある「全定格内容積」の数値です。破損などで読み取れないときは、本体の高さ・幅・奥行のうち最も長い寸法が1,300mm未満なら小、1,300mm以上なら大です。
- ・ リサイクル料金はメーカー(製造業者等)ごとに違うため、家電製品協会 家電リサイクル券センターの料金一覧で、メーカー名・ロゴ・型名から探して確かめます。
- ・ 料金一覧で料金やコードが分からないときは家電リサイクル券センターに、大小の区分が分からないときは製品のメーカーに問い合わせるよう案内されています。

リサイクル料金 主要メーカー一覧(家電製品協会):https://www.rkc.aeha.or.jp/recycle_price_compact.html

料金は2つ

- ・ 家電4品目を処分するときは収集運搬料金とリサイクル料金がかかり、どちらも出す人(排出者)が負担します。
- ・ リサイクル料金は、メーカーが行うリサイクルに必要な料金で、家電4品目の種類・大きさ・メーカーごとに違います。
- ・ 収集運搬料金は、小売業者が家電4品目を引き取って指定引取場所まで運ぶための料金で、小売業者ごとに違います。店頭やホームページで公表されているので、引取りを頼む店に問い合わせます。
- ・ 自分で指定引取所に持ち込む場合は、収集運搬料金はかかりません。

家電リサイクル4品目の出し方と料金の確かめ方チェックリスト

出し方を選ぶ・自分で指定引取場所に持ち込む手順・家電リサイクル券の控え・注意

ふれあいの丘
生前整理支援センター
2 / 2

4 出し方を選ぶ 経済産業省「家電リサイクル制度FAQ」



同じ品目に買い替える

同じ品目の新しい製品に買い替えるときは、新しい製品を買う家電販売店などの小売業者に引取りを頼みます。



処分だけする(買った店が分かる)

買い替えではなく処分だけのときは、処分する製品を買った小売業者に引取りを頼みます。引取りの方法は店ごとに違うため、店に問い合わせます。



買った店が分からない

買った店が分からないときは、住んでいる市区町村の案内する方法で処分します。方法は市区町村ごとに違うため、市区町村のホームページなどで確かめます。引取りの義務がない家電4品目を引き取る小売業者もあります。



自分で指定引取場所に持ち込む

郵便局でリサイクル料金を払い、メーカーが設置している指定引取場所に自分で持ち込む方法もあります。

小売業者は、自分が過去に売った家電4品目の引取りを求められたときと、売るときに同じ種類の家電4品目の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、排出する場所で引き取らなければなりません(家電リサイクル法 第9条)。買い替えて引取りの義務が生じるのは、売った製品と同じ種類の家電だけです。テレビを買って冷蔵庫を出す場合、テレビを売った店に冷蔵庫の引取りの義務はありません。洗濯機と衣類乾燥機、冷蔵庫と冷凍庫は同じ種類として扱われます。

5 自分で指定引取場所に持ち込むとき 家電製品協会・経済産業省FAQ



郵便局へ行く前に、メーカー名と、テレビは画面サイズ、冷蔵庫・冷凍庫は内容積を控えます。



郵便局の貯金窓口で家電リサイクル券(料金郵便局振込方式)を受け取り、必要事項を書いてリサイクル料金を払います。一部の簡易郵便局には券が置かれていないため、事前に確かめます。



家電リサイクル券は1台につき1枚で、リサイクル料金のほかに、ゆうちょ銀行の振込手数料が券1枚ごとにかかります。



窓口で払ったときは振替払込受付証明書に日附印を押してもらい、ATMで払ったときはご利用明細票の写しを、券の「指定引取場所控」に貼ります。貼っていないと、引き渡せないことがあります。



指定引取場所への持ち込みに予約は要りませんが、臨時休業などがあるため営業日・受付時間を事前に確かめます。住んでいる地域にかかわらず、全国の指定引取場所を利用できます。



冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の中の食品・衣類などの異物は、取り除いてから引き渡します。



指定引取場所に持ち込むのは、使わなくなった製品と、支払い済みの家電リサイクル券の綴り一式です。家電リサイクル券の控えは忘れずに持ち帰ります。



郵便局で払った家電リサイクル券の有効期限は、振込日の翌日から10年です。

指定引取場所検索(家電製品協会):<https://www.aeha-kadenrecycle.com/rkcmmap/>

6 家電リサイクル券の控えと引渡しの確認 経済産業省FAQ

小売業者は家電4品目を引き取るとき、家電リサイクル券に必要事項を書き、写し(排出者控)を出した人に渡す義務があります。家電リサイクル券に書かれた「お問合せ管理票番号」を家電リサイクル券センターの「排出者向け引取り確認」に入力すると、メーカーなどに適正に引き渡されたかを確認られます。

品目	お問合せ管理票番号(券の控えから写す)	引き渡した日・引き渡した先	引取りを確認した日

排出者向け引取り確認(家電リサイクル券センター):<https://rk-bu-in3.rkc.aeha.or.jp/plsql/rkc.web/p.kt330080/>

許可を確かめられない回収業者に渡さない

- 街中を巡回したりチラシを配ったりする不用品回収業者の中には、廃棄物処理法の許可なく回収する業者がいます。市町村の一般廃棄物収集運搬業の許可や委託を受けていることが確認できない業者には、家電4品目を引き渡さないよう経済産業省は呼びかけています。
- 家庭の廃棄物を回収できるのは、一般廃棄物収集運搬業の許可を持つ業者か市町村の委託を受けた業者で、産業廃棄物処理業の許可や古物商の許可では回収できません。
- 無許可の業者に渡すと、不法投棄や不適正処理で有害物質が環境中に出たり、不適正な管理で火災が起きたりした事例があり、無料回収といいながら高額な請求をする金銭トラブルも起きています。
- 廃棄物として家電を捨てるときは、廃棄物処理法の許可を得ていない回収業者に絶対に渡さないよう環境省は呼びかけています。処分の方法が分からないときは、まず住んでいる市区町村の廃棄物・リサイクル担当に問い合わせます。

このチェックリストについて

経済産業省・環境省の案内、家電製品協会 家電リサイクル券センターの案内、家電リサイクル法(e-Gov)(2026年10月9日確認)をもとにした一般的なチェックリストです。料金の金額や、個別の製品が対象かどうかの判断は載せていません。

家電リサイクル制度FAQ(経済産業省):https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/faq/faq.html